



平成13年度の指導について

常任理事 三宅直樹

去る5月29日北海道医師会、北海道社会保険事務局、北海道保健福祉部国民健康保険課の三者による平成13年度の医療保険に関する打合せが行われた。席上、社会保険事務局並びに北海道から平成13年度社会保険医療担当者指導実施計画(案)が提案され合意が得られたので概要を記述する。内容は本質的には昨年度と変更がないことに決定した。

1. 方針

「指導大綱(平成12年5月31日保発第105号通知)並びに「厚生省と日本医師会及び日本歯科医師会との申し合わせ(昭和35年2月25日保発第21号通知)の趣旨に沿い、北海道医師会、審査支払機関及び保険者の協力のもと円滑且つ懇切丁寧に行うこととなった。

2. 指導対象者

保険医療機関の管理者及び保険医のほか、関係従業員となっている。

3. 指導担当者

社会保険事務局の局長、技官、事務官、看護管理指導員並びに北海道保健福祉部国民健康保険課の課長、医療技術吏員、吏員が担当する。本年度から老人保健担当部門が国民健康保険課に移行、業務変更のため地域保健課は削除された。

4. 指導事項

関係法令等に定める保険診療の取扱い及び診療報酬の請求等に関する事項。

5. 指導形態及び指導方法

集団指導、集団的個別指導、個別指導、特定共同指導・共同指導があり、各々について詳述する。

< 集団指導 >

新規指定した保険医療機関の開設者、管理者並

びに請求事務担当者及び新規登録した保険医が対象である。開設者又は管理者は必ず受講することになっており、事務担当者のみ受講は認められないので注意していただきたい。受講しない場合は個別指導となる。講習会形式により毎月(冬期は隔月)実施しているもので、いわゆる指定時講習会といわれている。本年度の実施日は表1の通りである。

表1 社会保険療養担当者集団指導日程

開催日	開催日
平成13年4月10日(火)	平成13年10月10日(水)
平成13年5月8日(火)	平成13年12月11日(火)
平成13年6月7日(木)	平成14年2月7日(木)
平成13年7月10日(火)	平成14年4月9日(火)
平成13年8月7日(火)	平成14年5月8日(水)
平成13年9月11日(火)	

時間 午前10時から午後3時30分

場所 北海道医師会館

< 個別指導 >

対象は8項目(別記)に該当する医療機関であり、集団的個別指導に優先して実施される。第1項目の支払基金等、保険者、被保険者等からの情報提供により、指導の必要が認められた医療機関に該当する場合は速やかに実施される。従業員、元従業員、マスコミなどからの情報提供も最近目立ってきている。通常は診療所で数時間、病院では終日を費やして行われ、場合によっては自主返還が求められることもある。ほとんどは経過観察となり、再指導になるケースが多い。本年度は再指導によるものが15件(うち病院6件)、新規指導が15件(病院は0件)予定されている。この中には集団的個別指導の欠席者、指定時講習会の欠席者が含まれているので心当たりの医療機関は早速受講していただければ個別指導は実施されない

とのことである。

< 特定共同指導、共同指導 >

本年度は厚生労働省において予定されていない。

< 集団的個別指導 >

本年度の集団的個別指導実施要領（医科）を記載する。

平成13年度の対象保険医療機関の選定については、「指導大綱」及び「指導大綱関係実施要領」を基本に選定する。

1 次の類型区分ごとにレセプト1件当たり平均点数の1.2倍（病院にあっては、1.1倍）を超えるもので、総保険医療機関数の上位から高点数順に概ね8%の範囲にある保険医療機関を対象とする。

ただし、取扱い件数の少ないもの（精神病院は概ね5件未満、その他は10件未満程度）は除くこととする。

(1) 類型区分

病院 - 4区分

①一般病院、②老人病院、③精神病院、④臨床研修指定病院・大学付属病院・特定機能病院

診療所 - 11区分

①内科（主として人工透析を行うものを除き呼吸器科、消化器科（胃腸科）、循環器科、アレルギー科、リウマチ科を含む。）②内科（主として人工透析を行うもの（内科以外で主として人工透析を行うものを含む。）③精神・神経科（神経内科、心療内科を含む。）④小児科⑤外科（呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、肛門科、麻酔科を含む。）⑥整形外科（理学診療科、リハビリテーション科、放射線科を含む。）⑦皮膚科（形成外科、美容外科を含む。）⑧泌尿器科（性病科を含む。）⑨産婦人科（産科、婦人科を含む。）⑩眼科⑪耳鼻いんこう科（気管食道科を含む。）

(2) レセプト1件当たりの平均点数の算出等

ア 算出等に用いるリストは、厚生省から提供されたデータとする。

イ レセプトの種類は原則として一般分（老人病院にあっては老人保健分）とし、病院にあっては本人・家族の入院分、診療所にあっては本人・家族の入院外分とする。

(3) 院外処方せんを発行している保険医療機関については、平均点数にさらに次の点数を加算したものを当該保険医療機関の平均点数とする。

なお、加算点数の算出に当たっては厚生省からのデータを活用する。

* 内科（主として人工透析を行うものを除く）、皮膚科 - 200点

* 精神・神経科 - 1000点

* 泌尿器科 - 800点

* 小児科、整形外科、産婦人科、眼科 - 100点

* 内科（主として人工透析を行うもの）、外科、耳鼻咽喉科 - 加算なし

2 次の保険医療機関については、対象から除く

(1) すでに集団的個別指導を受けた保険医療機関及び平成11年度並びに平成12年度に個別指導を受けた保険医療機関。

(2) 今年度に個別指導を予定している保険医療機関。

3 指導形態

(1) 集団部分については、地区別ごと（10地区程度）の会場において講習形式により実施する。

(2) 指導時間は概ね1時間程度とする。

(3) 個別部分については、今年度も実施しない。

4 指導内容

指導内容は、保険診療は契約であること、客観的な選定方法であること及び「保険医療機関及び保険医療費担当規則」の説明等とする。

5 通知時期

実施日の概ね3週間前を目途に通知する。

6 その他

平成12年度において未実施となった2地区（稚内・留萌）についても併せて実施する。

また、今年度に実施未了となった場合、該当する保険医療機関については翌年度に実施す

る。

実施要領の記載による基準に該当した対象医療機関は本年度は117件で詳細は表2の通りである。

類型区分別レセプト1件当たり平均点数も記載されているので参照していただくと考える。地区別件数は札幌地区58件、函館地区3件、小樽地

区8件、旭川地区12件、室蘭地区5件、苫小牧地区9件、釧路地区5件、帯広地区2件、北見地区2件、岩見沢滝川地区8件、留萌地区3件、宗谷地区2件となっている。

以上本年度の集团的個別指導は従来通りの北海道方式で実施されることとなった。

参考までに平成12年度(個別指導は8年度より)の指導形態別実施状況を表3に示した。

表2 平成13年度 集团的個別指導対象件数

類型区分		① 総件数	② レセプト 1件当たり平均点数	③ 平均点数 の1.2倍(病院 1.1倍)の件数	④ 上位から8% の範囲の件数 (①×0.08)	⑤ ③のうち 対象件数
病 院	一般病院	403	37,488	91	32	9
	老人病院	125	37,549	25	10	2
	精神病院	84	30,363	8	6	0
	臨床研修指定病院等 合 計	15 627	50,403	5 129	1 49	1 12
診 療 所	内科(人工透析を除く)	1,354	1,132	284	108	48
	内科(人工透析を行うもの)	44	5,028	18	3	3
	精神神経科	56	1,280	12	4	4
	小児科	190	917	32	15	3
	外科	221	1,445	29	17	3
	整形外科	213	1,227	39	17	7
	皮膚科	131	595	26	10	10
	泌尿器科	43	3,045	12	3	3
	産婦人科	127	1,111	25	10	3
	眼科	164	651	34	13	13
	耳鼻咽喉科	157	822	43	12	8
	合 計	2,700		554	212	105
	総 計	3,327		683	261	117

表3 平成12年度 社会保険医療担当者指導状況(医科)

1. 集団指導状況(指定時集団指導)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月	合 計	
通知数	保険医	0	1	110	89	10	17	4	2	0	233
	医療機関	6	3	9	2	15	2	5	12	3	57
出席数	保険医	3	1	34	102	24	9	6	2	4	185
	管理者	9	6	11	16	8	9	4	3	15	81
	事務職員	11	6	7	5	9	6	3	2	11	60
	合 計	23	13	52	123	41	24	13	7	30	326

2. 集团的個別指導

区 分	総 数				病 院				診 療 所			
	対象数	指導数	指導割合	出席者数	対象数	指導数	指導割合	出席者数	対象数	指導数	指導割合	出席者数
集 団 部 分	151 件	143 件	94.7 %	312 人	10 件	10 件	100.0 %	33 人	141 件	133 件	94.3 %	279 人
個 別 部 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

実施地区：札幌地区 58件 滝川地区(岩見沢地区も含む) 6件
 帯広地区 3件 函館地区 31件
 旭川地区 10件 釧路地区 7件
 室蘭地区 4件 苫小牧地区 8件
 小樽地区 4件 北見地区 12件

未実施地区：稚内地区 1件 留萌地区 2件

(注)指導対象件数は、年度当初(前年度分を含む)の対象保険医療機関からその後廃止等となった機関を除いた件数

3. 特定共同指導

保 険 医 療 機 関 名	指 導 年 月 日	集 団 指 導 出 席 数	事 後 措 置
国 立 札 幌 病 院	12年11月9日～10日	126名	経 過 観 察

4. 個別指導状況

年 度	総 数			病 院			診 療 所		
	指導対象数	指導数	割合	指導対象数	指導数	割合	指導対象数	指導数	割合
平成8年度	3,679件	12件	0.3%	683件	7件	1.0%	2,996件	5件	0.2%
平成9年度	3,671件	15件	0.4%	676件	8件	1.0%	2,995件	7件	0.2%
平成10年度	3,497件	29件	0.8%	649件	9件	1.4%	2,848件	20件	0.7%
平成11年度	3,528件	11件	0.2%	644件	1件	0.2%	2,884件	10件	0.3%
平成12年度	3,531件	14件	0.4%	641件	4件	0.6%	2,890件	10件	0.3%

(注)1)指導対象数は、平成12年4月1日現在の件数

2)特定共同指導、共同指導を除く

(別記)

個別指導

集团的個別指導に優先して実施するものとし、次の保険医療機関について実施する。

なお、「 」に該当するものは速やかに実施することとし、「 」については、別枠として実施する。

支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、必要と認められた保険医療機関

平成12年度以前において共同指導及び個別指導を実施した結果、「再指導」となった保険医療機関及び「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関

監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関

検察又は警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関

医療監視又は会計検査院の現地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関

他の保険医療機関の個別指導又は監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関
 その他、特に個別指導の必要が認められる保険医療機関

新規指定から概ね6か月を経過した保険医療機関